

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市行政不服審査会
-------	-----	---------	------------

現在員	12 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4 人 ・ 33%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今回の改選では、全委員再任としたため女性を採用することができなかったが、次の改選時には、女性を確保すべく依頼等を行う予定です。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市消費者保護審議会
-------	-----	---------	-------------

現在員	20 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	7 人 ・ 35%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかつたため40%に満たなかつたものです。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員は前回改選前の審議会で会長代理や苦情処理部会委員を務めており、民事法に造詣が深く、現在の審議会では互選により会長に選任されるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため選任したものです。
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員は前回改選前の審議会で会長代理や苦情処理部会委員を務めており、民事法に造詣が深く、現在の審議会では互選により会長に選任されるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため選任したものです。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、長年にわたり地域活動の中心を担っている人物であり、区における地域振興会・社会福祉協議会・コミュニティ協会等各種団体活動でも代表的な存在であり、区民の消費生活向上に資するため、自主的な消費者教育の充実について尽力しており、その長年にわたる活動や地域の実情等を踏まえた意見が期待できることから、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため選任したものです。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後、本審議会委員の選任にあたっては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、基準を満たせるよう留意するものとする。また、推薦団体への働きかけ等、次回の改選時に配慮します。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市男女共同参画審議会
現在員	15 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 53%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>前期審議会において「大阪市男女共同参画基本計画」を策定し、現在、計画に基づき各所属において取組を進めている。今期審議会では、幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として、外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、これまでの経過も踏まえ、次期計画の策定も見据え、審議を行っていただく必要がある。そのため、男女共同参画に関わる重要な分野におけるそれぞれの専門性、経験を踏まえ、本市施策に対し、有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。</p>	
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>前期審議会において「大阪市男女共同参画基本計画」を策定し、現在、計画に基づき各所属において取組を進めている。今期審議会では、幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として、外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、これまでの経過も踏まえ、次期計画の策定も見据え、審議を行っていただく必要がある。そのため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知していることから、男女共同参画に関わる重要な分野において、有益な意見をいただくと委員として不可欠な人材であるため。</p>	
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>前期審議会において「大阪市男女共同参画基本計画」を策定し、現在、計画に基づき各所属において取組を進めている。今期審議会では、幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として、外部委員である審議会の評価をいただくとともに、これまでの経過も踏まえ、次期計画の策定も見据え、審議を行っていただく必要がある。委員は、地域に根差した女性自らの活動を実践し、地域の実情等にも精通した委員として、大阪市地域女性団体協議会の推薦を経て就任いただいております。本審議会に不可欠な人材であるため。</p>	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>次期改選の際は、本市「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、本市男女共同参画行政に詳しく、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等男女共同参画施策の推進にかかわる重要な分野に精通した有識者を採すなど、基準を満たせるよう努める。</p>	

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市市民活動推進審議会
-------	-----	---------	--------------

現在員	11 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 27%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>今期の調査審議を進めるにあたり、市民活動に関する専門的知識を有する有識者、様々な事例に精通し中立で客観的に助言を頂ける市民活動実践者、市民活動の取組を支援する中間支援組織関係者、公募委員を選任することとなり、40%を満たさない結果となった。</p>
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>前回の審議会のリーダーであり、審議会の運営を中心的に担い提言の作成にあたってきたところから経過等を熟知しており、引き続き審議会のリーダーとして運営を中心的に担っていただきたいと考えている。</p> <p>また、大学での研究として、行政中心のガバナンスから、NPOやNGOなどの市民活動団体を含む多様な担い手によるネットワークや政策コミュニティによるガバナンスに注目されるようになってきている変化における行政や民間の組織の構造・機能の変容などについて、理論的・実証的に研究を進めておられるとともに、マルチパートナーシップについて書かれている「参加と協働の地域公共政策開発システム」の著者でもあり、総合的な観点で助言いただく委員として必要不可欠な人材であるため。</p>
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>前回の審議会のリーダーであり、審議会の運営を中心的に担い提言の作成にあたってきたところから経過等を熟知しており、引き続き審議会のリーダーとして運営を中心的に担っていただきたいと考えている。</p> <p>また、大学での研究として、行政中心のガバナンスから、NPOやNGOなどの市民活動団体を含む多様な担い手によるネットワークや政策コミュニティによるガバナンスに注目されるようになってきている変化における行政や民間の組織の構造・機能の変容などについて、理論的・実証的に研究を進めておられるとともに、マルチパートナーシップについて書かれている「参加と協働の地域公共政策開発システム」の著者でもあり、総合的な観点で助言いただく委員として必要不可欠な人材であるため。</p>
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>来期の委員選任の際及び委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分踏まえ、委員の推薦を依頼する団体に対して女性委員の推薦を積極的に求めるなど、指針に沿った委員を選定するように努める。</p>

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市市民活動推進事業運営会議
-------	-----	---------	-----------------

現在員	5 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 20%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	指針の趣旨を踏まえ、市民活動に関する有識者や中間支援組織関係者、民間企業（ソーシャルビジネスに対する支援をおこなう金融機関）等より4名の委員を選定しましたが、結果的に女性の適任者は1名となりました。残り1名の公募委員についても、女性の応募がなかったことから、指針の基準を満たすことができませんでした。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今年度は改選の予定はありませんが、今後も指針の趣旨を十分に踏まえ、委員の推薦を依頼する団体に対して女性委員の推薦を積極的に求めるなど、指針に沿った委員を選定するよう努めます。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市同和問題に関する有識者会議
-------	-----	---------	------------------

現在員	11 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 9%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議は、有識者や同和問題精通者からいただいた意見を本市の行政運営上の参考に資することを目的としている。</p> <p>有識者（同和問題に識見を有する者）としては、社会福祉、法律、雇用・就労、地域活動等の各分野において専門知識を有し、かつ同和問題、人権問題についても見識を有する者を選定する必要があるため、限られた人選となり、結果的に女性委員が少数となった。</p> <p>また、同和問題精通者（同和問題に精通する者）については、同和問題・人権問題の解消に向けて取り組む運動団体（4団体）から委員を推薦いただいているが、各団体から推薦された者が全員男性であった。</p>
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	9 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>同和問題に識見を有する者としては、社会福祉、法律、雇用・就労、地域活動等の各分野において専門知識を有し、かつ同和問題、人権問題についても見識を有する者を選定する必要があることから、限られた人選となり、改選時に新たな委員候補が見つからなかった。</p> <p>また、同和問題に精通する者としては、同和問題・人権問題の解消に向けて取り組む運動団体（4団体）から委員を推薦いただいているが、各団体とも代表者等を推薦されているため、結果的に在任期間が4年超となった。</p>
再任2回以上	9 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>同和問題に識見を有する者としては、社会福祉、法律、雇用・就労、地域活動等の各分野において専門知識を有し、かつ同和問題、人権問題についても見識を有する者を選定する必要があることから、限られた人選となり、改選時に新たな委員候補が見つからなかった。</p> <p>また、同和問題に精通する者としては、同和問題・人権問題の解消に向けて取り組む運動団体（4団体）から委員を推薦いただいているが、各団体とも代表者等を推薦されているため、結果的に再任が2回以上となった。</p>
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>同和問題に精通する者として、同和問題・人権問題の解消に向けて取り組む運動団体から委員を推薦いただいているが、代表者を推薦されているため、結果的に70歳を超えた者が委員となった。</p>
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>同和問題に識見を有する者としては、社会福祉、法律、雇用・就労、地域活動等の各分野において専門知識を有し、かつ同和問題、人権問題についても見識を有する者を選定する必要があるため、限られた人選となるが、幅広く有識者の情報を収集し、次期改選時には指針の基準を満たすように努める。</p> <p>また、同和問題に精通する者としては、同和問題・人権問題の解消に向けて取り組む運動団体（4団体）から委員を推薦いただいておりますが、各団体とも代表者等を推薦されているが、次期改選時には、各団体と指針の基準を満たす人選が可能かどうか調整していく。</p>

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市ヘイトスピーチ審査会
-------	-----	---------	---------------

現在員	5 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 20%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者（大学教員）については、全員（前任は全て男性）再任となったため ・弁護士の委員については、女性の推薦を得られるよう大阪弁護士会に依頼し、男性1名（再任）・女性1名（新任）の推薦を受けたため
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>次回交代時には、学識経験者の後任として女性を確保できるよう、引き続き新たな女性候補のリストアップに努めるとともに、大阪弁護士会には、次回の依頼時においても女性の弁護士を推薦いただけるよう強く働きかける予定です。</p>

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	大阪市入札等監視委員会
-------	-------	---------	-------------

現在員	4 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 50%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員会においては、平成26年度に本市入札契約事務にかかる不祥事が相次いで発生したことを受け、その改善策などの策定について、経過を踏まえつつ意見をいただけてきました。改善策の進捗状況を監視し実効性を検証するため、議論の継続性、効率性の観点から、基準を超えて再任したため、在任期間についても4年を超えたものです。
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員会においては、平成26年度に本市入札契約事務にかかる不祥事が相次いで発生したことを受け、その改善策などの策定について、経過を踏まえつつ意見をいただけてきました。改善策の進捗状況を監視し実効性を検証するため、議論の継続性、効率性の観点から、基準を超えて再任をしたものです。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	基準に抵触する委員については、次回改選時（平成31年4月）までに後任として適当な学識経験者を選定し、指針に適合するよう努めます。 なお、今後、委員会の構成委員を概ね半数ごと（常任の委員4名中2名ごと）に入れ替えていくこととし、スムーズに議論の継続性が保持できるように努めます。

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	大阪市土地活用等評価委員会
現在員	4 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 25%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体による推薦や補職名による選出のため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市指針を踏まえ、団体へ推薦依頼を行いました。が、団体において本委員会の性格を鑑み、一定の知識を有するなど適任性等を考慮のうえ推薦されているため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後改選の際には指針の基準を満たすよう努めます。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市開発審査会
-------	-------	---------	----------

現在員	7 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 43%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員に就任いただく際の兼務数の確認において、1件漏れがあったため、兼務数が3となってしまった。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	兼務数の漏れが生じないように、選任時直近において他の審議会等の委員に就任したか否かの把握を徹底するとともに、指針の基準を満たさない委員について、当該委員に代わる人材を探し、次回改選時（平成31年3月）には、指針の基準に満たない項目がなくなるよう取組む。

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市土地利用審査会
現在員	7 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 29%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	改選にあたっては女性委員を4割以上確保するべく人選を行っていたが、委員の人選にあたり、専門分野に精通している人物で、かつ、女性である委員の選任が困難であったため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	今後の地価公示、地価調査の結果から総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないため。		
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	今後の地価公示、地価調査の結果から総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないため。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次期改選時までには後任としてふさわしい学識経験者を探すことにより新たな委員の選任を図ることとします。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市都市計画審議会
-------	-------	---------	------------

現在員	29 人
指針の基準 (20人以内)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市計画審議会の組織と運営について定める「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」において、政令指定都市の都市計画審議会の委員の数を9人以上35人以内とする旨の規定があります。本市審議会委員の数については、同規定及び地方自治法における市町村議会の議員定数の算出方法(均一の人口増加分に対して均一に増加させていく)を準用した結果、30人程度が適切であると判断しています。
女性数・女性比率	9 人 ・ 31%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成12年に指定都市の特例により本審議会を設置する際、従前、大阪府の審議会に付するにあたり計画消防委員協議会(当時)に踏ってきた経過も踏まえ、市会との調整を行った結果、本審議会における市会議員の委員については、計画消防委員会(当時)の委員全員の15名を選任することとし、学識経験者の委員についても同数の15名を選任することとした。現在の市会議員の委員のうち女性委員は2名となっています。学識経験者の委員に関しては、15名のうち7名が女性委員であり、指針の基準「女性委員の占める割合は40%」に適合しています。
兼務3以上(他の審議会等の兼務数)	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市計画は社会的に与える影響が非常に大きく、極めて専門性の高い知見が求められることから、一部の委員については兼務の数について指針に抵触するものの、代わりとなる人材の確保が困難であるため。
在任4年超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となるため。
再任2回以上	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となるため。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	都市計画は社会的に与える影響が非常に大きく、都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであり、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となることから一部の学識経験者の委員については、審議の適切な運営の観点から長期にわたり委員を務めていただいています。これらの委員については、次回改選時までには後任として適任である学識経験者を探すなどにより、次回改選時には、指針に満たない項目が今回改選時以下となるように取り組み、最終的には指針に適合するように、今後も努力します。

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市都市景観委員会
-------	-------	---------	------------

現在員	11 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4 人 ・ 36%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	改選にあたって女性委員を4割以上確保するべく人選を行っていたが、委員の人選にあたり、専門分野に精通している人物で、かつ、女性である委員の選任が困難であったため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、これらの審議に際しては、景観諸制度の変遷や本市の現状と課題等に精通している委員の選任が必要不可欠であり、当該委員については他の人材に代え難い存在であるため。
在任4年超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、これらの審議に際しては、景観諸制度の変遷や本市の現状と課題等に精通している委員の選任が必要不可欠であり、当該委員については他の人材に代え難い存在であるため。
再任2回以上	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、これらの審議に際しては、景観諸制度の変遷や本市の現状と課題等に精通している委員の選任が必要不可欠であり、当該委員については他の人材に代え難い存在であるため。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後改選の際には「審議会の設置及び運営に関する指針」の基準を満たすよう、適任である学識経験者を探す等により、指針に適合するよう努めます。

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市建築審査会
-------	-------	---------	----------

現在員	7 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 43%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員は兼務が3つ以上であるが、公衆衛生学の専門家であり、建築物の特例許可をするにあたって、衛生上の全般的な観点からご意見を頂くことを期待できる数少ない人材であり、今期の本審査会において必要不可欠であるため。
在任4年超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、特に継続審議中の審査請求事案について、これまでの経過を踏まえた一貫性のある審議を進めるうえで必要不可欠な人材であるため。 また、建築環境工学の専門家であり、建築や都市における熱、空気、光、音環境の視点から適確なアドバイスをいただける数少ない人材であり、今期の本審査会において必要不可欠な人材であるため。
再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、特に継続審議中の審査請求事案について、これまでの経過を踏まえた一貫性のある審議を進めるうえで必要不可欠な人材であるため。 また、建築環境工学の専門家であり、建築や都市における熱、空気、光、音環境の視点から適確なアドバイスをいただける数少ない人材であり、今期の本審査会において必要不可欠な人材であるため。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員は70歳を超えているが、建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、特に継続審議中の審査請求事案について、これまでの経過を踏まえた一貫性のある審議を進めるうえで必要不可欠な人材であるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次回改選時には、指針に満たない項目を下回るように取り組み、最終的には指針に適合するよう努力します。

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市建築物環境配慮推進委員会
現在員	5 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該2名の委員は、建築物の環境配慮、特にCASBEE評価項目における多くの分野において高度に専門的な見識を有しており、今後の建築物の環境配慮を推進していく上で、両名の専門分野の議論が極めて重要です。前任期から今任期にかけて（平成28年度から平成29年度にかけて）本市の建築物の環境施策に係る制度を改正しましたが、それには施策の方向性について委員の助言を受けながら進めていく必要があり、当該2名の委員は他の人材に替えがたく、今期の委員会の円滑な運営のために再任しています。		
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該2名の委員は、建築物の環境配慮、特にCASBEE評価項目における多くの分野において高度に専門的な見識を有しており、今後の建築物の環境配慮を推進していく上で、両名の専門分野の議論が極めて重要です。前任期から今任期にかけて（平成28年度から平成29年度にかけて）本市の建築物の環境施策に係る制度を改正しましたが、それには施策の方向性について委員の助言を受けながら進めていく必要があり、当該2名の委員は他の人材に替えがたく、今期の委員会の円滑な運営のために再任しています。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	在任4年超え、再任2回以上となる委員2名については、今後、当該委員に代わる人材を探し、次回の委員改選後は指針の基準を満たすようにします。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	御堂筋デザイン会議
現在員	4 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 25%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議における委員構成は、建築史、都市計画、造園・ランドスケープ、景観・デザインの分野から選任していますが、本会議の扱う事案の検討に精通した女性委員の選定が困難なこと、また現時点においては実績の蓄積が乏しいため、御堂筋沿道に関するこれまでの議論経過や取組状況及び地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、さらに、委員数は必要最小限の人数であるべきであるという指針に鑑み、結果として、女性委員の構成率が25%となっています。</p>		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議は、平成26年度に策定した御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画の内容に対する審議を行うものですが、現時点においては実績の蓄積が乏しいため、御堂筋沿道に関するこれまでの議論経過や取組状況及び地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を選任しています。</p>		
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議は、平成26年度に策定した御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画の内容に対する審議を行うものですが、現時点においては実績の蓄積が乏しいため、御堂筋沿道に関するこれまでの議論経過や取組状況及び地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。</p>		
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議は、平成26年度に策定した御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画の内容に対する審議を行うものですが、現時点においては実績の蓄積が乏しいため、御堂筋沿道に関するこれまでの議論経過や取組状況及び地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。</p>		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>今後改選の際には本会議における運用実績を蓄積するとともに、適任である学識経験者の候補者を探す等により、指針に適合するよう努めます。</p>		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市空家等対策協議会
現在員	20 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 25%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	副市長については、3名とも男性であるため女性を選択する余地がない。大阪市議員については、大阪市会議長からの推薦により選定するため、3名の内女性は1名のみとなった。また、関係団体から参加していただく委員については、関係団体あてにできる限り女性委員の推薦を依頼したものの、団体構成員の女性比率が低いこともあり、9名の内女性は1名のみとなった。なお、学識経験者等は女性委員の登用率を上げるよう選定しており、4名の内3名を女性委員としています。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市長を補佐する役割として、副市長を構成員とする必要があるため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	空家の利活用に関する知識や相談窓口での経験が豊富であり、当協議会の目的に密接に関連する団体の代表者等であるため。		
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市長を補佐する役割として、副市長を構成員とする必要があるため。		
今後の見直し方針	次回改選時には、女性登用率及び70歳超の項目について指針に適合するよう努力します。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市医療扶助審議会
現在員	12 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 25%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、全国的にも女性医師の割合は2割程度と低く、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。		
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	本年12月が委員の改選期であるため、在任4年超、再任2回以上及び70歳超の委員については、現委員に後任の委員を紹介してもらえよう努める他、医師会等関係団体や大学等学術機関、行政機関等を通じて、指針の基準に抵触せず医療行政及び生活保護制度に対する深い学識、並びに実務経験等を持つ医師の推薦を求めます。また、女性登用の目標値を達成できるよう、できる限り女性を選任するよう努めていきます。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市介護認定審査会
-------	-----	---------	------------

現在員	1168 人
指針の基準 (20人以内)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	年間約17万件の審査を行うにあたり、申請から結果通知までの日数は法令で定められており、安定的な審査会運営が必要となるため。
女性数・女性比率	401 人 ・ 34%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	介護認定審査会は団体等（医師会、歯科医師会、薬剤師会）からの推薦であり、性別にかかわらず、医療・保健・福祉の専門的な知識を有する者の中から選出する必要があるため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	所属の団体で多くの役割を果たしている方が、多数の審議会からの依頼を受けていただいているため。
在任4年超	802 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行う必要があるため。
再任2回以上	974 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行う必要があるため。
70歳超	56 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行う必要があるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>介護認定審査会は、市長の附属機関ではあるものの、施策・事業の指針等に関して条例設置したものではなく、介護保険事業に必須の介護度の認定審査のみを行うための審査会で、介護保険法において設置を義務付けられたものです。</p> <p>介護認定申請は年間17万件を超えており、216合議体、委員1168人で、5,000回以上開催し審査判定を行う予定です。介護認定については、申請から結果通知までの日数が法令で定められており、安定的な審査会の開催・運営は保険者に課せられた大きな責務であります。そのためには委員の確保が非常に重要であるが、事前に審査資料の内容確認を行う必要があるなど、委員の負担が大きいこともあり、常に人材の確保が難しく、同一委員が長期化している原因となっています。</p> <p>委員については、医療・保健・福祉に関する学識・経験を要し、かつ公正公平な立場での審査判定を行う必要があるため、多くの委員を大阪府医師会等各職能団体に推薦を依頼しています。依頼する際には、指針の説明を行い、特に女性登用、長期委員についての協力を求めてきたところです。しかしながら、本審査会における特性（各委員の事務負担が大きいこと、多くの人材確保が必要）もあって、必ずしも各団体から推薦いただく方が指針の基準を満たしているわけではなく、推薦いただいた人材について、指針の基準に抵触していても、そのすべての推薦を拒み、再推薦をお願いすることは極めて難しい面もあることからやむを得ない状況です。本審査会の特性に起因する団体推薦の実情も踏まえ、本市指針の基準を満たしていないが、的確に業務を執行していただける方を本審査会の委員に選任しています。</p> <p>平成29年度の改選の際は、指針の基準を満たすことができるよう福祉担当課長会などを通じて委嘱事務窓口である各区担当者へ説明を行い、各区担当者が各団体に審査会委員の推薦の依頼をする際は改めて指針を説明し、特に女性登用、長期委員について協力を求めてきたところです。</p> <p>次期改選の際は、あらためて各団体等に対して指針を周知し、できる限り指針の基準を満たせるよう努めていきます。</p>

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市国民健康保険運営協議会
現在員	29 人	指針の基準 (20人以内)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市国民健康保険条例第2条により、国民健康保険運営協議会の委員の定数が定められています。		
女性数・女性比率	14 人 ・ 48%	指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	5 人	指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところですが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されています。</p> <p>また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識したうえで当協議会の調整等を行う必要があることから、当協議会における一定の経験を有していることが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっています。</p>		
再任2回以上	8 人	指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところですが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されています。</p> <p>また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識したうえで当協議会の調整等を行う必要があることから、当協議会における一定の経験を有していることが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっています。</p>		
70歳超	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されているところですが、本市指針等の説明を十分に行い、指針に沿った委員が推薦されるよう努めます。</p> <p>本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識したうえで当協議会の調整等を行う必要があることから、当協議会における一定の経験を有していることが必須であると考えていますが、長期委員については計画的に委員の交代を進めるなど、指針に沿った委員の選出となるよう努めます。</p> <p>また、被保険者代表委員についても、指針に沿った推薦となるよう、各区とも連携しながら委員の調整を行います。</p> <p>以上のとおり、次期改選には、大阪市国民健康保険の運営のあり方を踏まえながら、指針の基準に沿った委員選出となるよう努めます。</p>		